

答申第56号（諮問第65号）

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が審査請求人に対して行った不開示決定（令和5年3月24日付け千葉県指令人第3号の2。以下「本件処分」という。）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求は、これを棄却すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

審査請求人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年3月10日付けで、実施機関に対して、公文書開示請求を行った。請求内容は次のとおりである。

- (1) 令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出された千葉市の〇〇に係る告発に対する、千葉県千葉中央警察署と千葉市間の交渉に関する記録
- (2) 上記(1)に関し、千葉市が千葉県千葉中央警察署刑事二課に対し、捜査に協力しないと回答した理由、経緯を示す文書
- (3) 令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出された千葉市の違法な〇〇に係る告発に対する、千葉県千葉中央警察署と千葉市間の交渉に関する記録
- (4) 上記(3)に関し、千葉市が千葉県千葉中央警察署刑事二課に対し、捜査に協力しないと回答した理由、経緯を示す文書
- (5) 令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出された〇〇に係る違法な処理に係る告発に対する、千葉県千葉中央警察署と千葉市間の交渉に関する記録
- (6) 上記(5)に関し、千葉市が千葉県千葉中央警察署刑事第二課に対し、捜査に協力しないと回答した理由、経緯を示す文書

2 本件開示請求1に対する決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、以下のとおり本件処分及び部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件処分

本件開示請求に対し、前記1(2)、(4)及び(6)については、千葉市が千葉中央警察刑事第二課に対し、捜査に協力しないと回答した事実がないため、その理由及び経緯を示す文書を作成し、又は取得していないことから、公文書不存在として本件処分を行い、その旨を令和5年3月24日付け

千葉市指令人第3号の2により、審査請求人に通知した。

(2) 部分開示決定

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件開示請求のうち前記1(1)、(3)及び(5)に係る公文書として「警察と千葉市の電話メモ」を特定し、当該公文書のうち氏名(警察担当者、警察に告発状を持参した者、及び告発対象となった職員)、所属・職名(告発対象となった職員)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないため不開示とし、告発に関して本市と警察がやり取りした内容は、本市又は警察が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第7条第6号柱書該当として、これらの部分を不開示とする部分開示決定を行い、その旨を令和5年3月24日付け千葉市指令人第3号により、審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月5日付けで実施機関に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第2条の規定に基づき審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

5 実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第9条第3項の規定による読替え後の法第29条第2項の規定に基づき、令和5年6月13日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5年7月4日付け5千総政第134号の2により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件処分における不開示理由について、千葉市が千葉中央警察刑事第二課に対し、捜査に協力しないと回答した事実がないため、その理由及び経緯を示す文書は作成していないため公文書不存在であると記載されているが、審査請求人は千葉県千葉中央警察署刑事二課より、千葉市が捜査に協力しないため事件化できずに告発を受理できないとの説明を受けている。現実には警察が告発状を受理せず捜

査が開始されていない以上、実際には千葉市は千葉県千葉中央警察署刑事二課に捜査協力をしないと回答したはずであり、前記1（2）、（4）及び（6）の文書は存在するはずである。

第4 実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件処分に至った経緯について

（1）令和〇年〇月〇日

実施機関は、令和〇年〇月〇日付け人事課コンプライアンス推進室あて公益通報（〇〇。前記第2の1（3）の事案に係るもの）の調査結果を通報者（審査請求人）あて通知した。

（2）令和〇年〇月〇日

人事課コンプライアンス推進室の職員は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課職員①より、本日、審査請求人が前記第2の1（1）の事案に係る告発状を持ってきた旨、電話を受けた。その際、公益通報の対応状況について聞かれ、現在調査中である旨回答した。なお、千葉市から捜査に協力しないといった話はしていない。

（3）令和〇年〇月〇日

人事課コンプライアンス推進室の職員は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課職員②より、本日、審査請求人が前記第2の1（3）の事案に係る告発状を持ってきた旨、電話を受けた。なお、千葉市から捜査に協力しないといった話はしていない。

（4）令和〇年〇月〇日

人事課コンプライアンス推進室の職員は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課職員②より、本日、審査請求人が前記第2の1（5）の事案に係る告発状を持ってきた旨、電話を受けた。その際、公益通報の対応状況について聞かれ、現在調査中である旨回答した。なお、千葉市から捜査に協力しないといった話はしていない。

（5）令和〇年〇月〇日

実施機関は、令和〇年〇月〇日付け人事課コンプライアンス推進室あて公益通報（〇〇。前記第2の1（5）の事案に係るもの）の調査結果を通報者（審査請求人）あて通知した。

（6）令和5年3月10日

審査請求人より、以下の公文書開示請求がなされた。

ア 令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出された千葉市の〇〇、令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出された千葉市の違法な〇〇及び令和〇年〇月〇日付けで千葉県千葉中央警察署に提出され

た〇〇に係る違法な処理に係る告発に対する、千葉県千葉中央警察署と千葉市間の交渉に関する記録

イ 上記に関し、千葉市が千葉県千葉中央警察署刑事第二課に対し、捜査に協力しないと回答した理由、経緯を示す文書

(7) 令和〇年〇月〇日

実施機関は、令和〇年〇月〇日付け人事課コンプライアンス推進室あて公益通報（〇〇。前記第2の1（1）の事案に係るもの）の調査結果を通報者（審査請求人）あて通知した。

(8) 令和5年3月24日

前記（6）アについて公文書部分開示決定及び前記（6）イについて本件処分を行い、部分開示決定通知書及び不開示決定通知書を審査請求人に送付した。

(9) 令和5年3月27日

部分開示決定通知書及び不開示決定通知書が審査請求人に到達した。

2 本件処分の理由

前記1（2）、（3）及び（4）のとおり、人事課コンプライアンス推進室の職員は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課の職員①及び職員②からの電話での問合せの際、捜査に協力しないといった話をした事実はない。実施機関は、この証拠として、部分開示決定により審査請求人に部分開示を行った「警察と千葉市の電話メモ」を審査庁及び千葉市情報公開審査会に限り全てを証拠として提出する（行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第32条第2項及び第38条第1項）。以上のことから、前記1（6）イの文書を作成した事実はない。

よって、公文書が不存在であるため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

審査請求人は、千葉市が千葉県千葉中央警察署刑事二課に対して「捜査に協力しない」と回答したはずであり、当該回答した理由及び経緯を示す文書が存在するはずであると主張している。審査請求人は、上記の文書が存在することを前提に、前記第2の（2）、（4）及び（6）の文書について開示を求めている。これに対し、実施機関は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課に対して「捜査に協力しない」と回答した事実はなく、当該文書は保有していないと主張している。そこで、本審査会は前記第2の（2）、（4）及び（6）の文書が存在するかどうかを審査した。

本審査会は、千葉県千葉中央警察署刑事第二課と実施機関のやりとりについて、実施機関に対して事実の確認を行った。実施機関の説明によれば、「捜査に協力しない」と回答した事実はないとのことであり、実施機関の応答に特段疑わしい部分は無かった。回答の事実がない以上、前記第2の(2)、(4)及び(6)の文書は存在しないことになるが、本審査会は関連文書の存否を確認するため、実施機関に「警察と千葉市の電話メモ」に関連する文書があればそれを提示するように求めた。それに応じて実施機関は、担当が電話を受けた際に手書きしたメモが記載されている私物ノート（以下「手書きメモ」という。）を提示した。手書きメモの内容を担当から上司への報告用に記したのが「警察と千葉市の電話メモ」になるとのことであり、手書きメモ自体は担当個人の所有物に過ぎないとのことであった。手書きメモは組織共用性がないため、そもそも開示請求の対象にはならないが、本審査会は本件に密接に関連すると考え、手書きメモの内容を確認した。その結果、本審査会は、手書きメモには前記第2の(2)、(4)及び(6)の文書の存在を推認させる内容が無いことを確認した。

よって、実施機関が当該文書を保有していないことに不自然な点は無く、実施機関の行った本件処分は妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月 4日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和 5年 7月 13日	審議（第167回情報公開審査会）
令和 5年 8月 30日	審議（第168回情報公開審査会）
令和 5年 10月 31日	審議（第169回情報公開審査会）

千葉県情報公開審査会委員名簿
(令和4年10月1日～令和6年9月30日)

氏 名	役 職	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
大 林 啓 吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆 川 宏 之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会 長
米 良 英 剛	弁護士	